

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月6日(金) 午前9時30分から午前11時30分

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階

3. 出席委員 (14人)

会長	14番	吉田 俊章
委員	1番	川崎 豊洋
	2番	坂口 登
	3番	石島 直
	4番	水田武次郎
	5番	鬼石 輝彦
	6番	小道 忠雄
	7番	辻 松朗
	8番	木下 敏恵
	9番	小川 龍也
	10番	堀 勝郎
	11番	永淵久留美
	12番	中尾 昭一
	13番	永石 研弘

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議案第102号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第104号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

議案第105号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 永石 弘之伸

農地係長 中川 博文

主 査 西村 壽真

7. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>皆さんおはようございます。只今より平成28年度第24回総会の審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は102号が1件、103号が5件、104号が1件、105号が5件となっています。</p> <p>議事録署名者は7番辻委員さん、8番木下委員さんをお願いします。</p> <p>出席委員は全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは議案第102号農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(1番説明)</p> <p>平成13年7月より10年間の使用貸借権再設定をしておりますが、借り人の申し出により合意解約となっております。</p>
議長	<p>永淵委員調査・報告をお願いします。</p>
永淵委員	<p>借り人から連絡があつて昔は買いたいと言っていたが、なかなか売ってもらえず、そのうち年もとって解約をしたいと思った。</p> <p>貸人も承知しましたとの事でした。</p>
議長	<p>川崎委員調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>電話で確認しました。貸人はどうすることも出来ないで耕作してくれる人がいれば探してほしいとの事でした。</p>
議長	<p>それでは1番について異議ご意見ございませんか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは1番異議なしと認めます。</p> <p>では続きまして、議案第103号。農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。1番事務局説明をお願いします。</p>

事務局	<p>(1 番事務局説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>小道委員調査報告をお願いします。</p>
小道委員	<p>譲渡人は元々太良の方で、今まで譲受人が管理しており、大丈夫だと思います。</p>
議長	<p>中尾委員報告をお願いします。</p>
中尾委員	<p>小道委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>この件についてご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ではこの件につきまして決定いたします。では2番事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2番説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>小道委員さん、調査報告をお願いします。</p> <p>両方ともに会ってきました。譲受人はハーブを作ってハム等の加工品にしたいと言っていました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>辻委員、調査報告をお願いします。</p> <p>譲受人は食品加工会社の社長で、なぜ3条で申請したのかと確認したところ、自分も当分は野菜やハーブを作りたいと。 新製品の試作を行うための食品を作り販売をしたいと考えている</p>

	<p>と言われました。</p> <p>場所的には最適で広いし良い場所だと思います。以上です。</p>
議長	<p>何かご意見はございませんか。</p>
委員	<p>これは第3条でいいのでしょうか。転用を考えておられるのではないのでしょうか。ハーブ等だったら5反もいらぬのでは。</p>
辻委員	<p>当分の間工場は作らない。資金的にもすぐに造れないと言っていた。</p>
委員	<p>少なくとも3年はしてもらわないと・・・。</p>
事務局	<p>事務局としても5条ではとお話はしたが、何年かかるかわからないし、相手方の要望もあったため、と聞いている。</p>
辻委員	<p>また譲渡人の少し早くても売却したかったという部分もあったみたいだ。後継者もない。</p>
議長	<p>それでは採決を取ります。異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは3番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(3号説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>永石委員さん、調査報告をお願いします。</p>
永石委員	<p>親子間です。宜しくとの事でした。</p>
議長	<p>石島委員をお願いします</p>

石島委員	農地については生前一括贈与で受けていたが、登記地目が山林だったので申請をしないといけないという事になった。
議長	事務局説明をお願いします。
事務局	先ほど法務局の登記名義が山林ですが、農家台帳自体は畑となっている。で生前一括贈与では畑のものだけでしてしまったという事になっています。
永石委員	ここはみかん畑です。
委員	お父さんはお亡くなりになったのでは？
事務局	受け付けたのは生前で、議案送付後に亡くなられてしまったという状況です。 法的には山林なので、今回申請となった。
議長	外にありませんか。なければ採決をとります。 ご異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは4番事務局説明をお願いします。
事務局	(4番事務局説明) 前回4月時に申請をされて許可としていましたが、後から地番が違っていたという事で、今回提出となっています。
議長	では採決をとります。異議はございませんか。 (異議なし)
議長	原案通り可決します。では5番事務局説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農

	<p>地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>鬼石委員調査報告をお願いします。</p>
鬼石委員	<p>連絡をし、現地を見てきました。なぜ太良町の土地があるのかと思ったら、ここは元小学校があり、太良町が持っていたと聞きました。前々から太良町からお話があり、現在は荒れています。隣で耕作しているからという事でした。</p>
議長	<p>川崎委員調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>鬼石委員の報告のとおりです。</p>
議長	<p>何かご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め原案通り可決します。</p> <p>では続きまして議案第104号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について、別紙関係人より証明願を受理したので、審議並びに意見を求める。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号で規定する、農地法施行規則第32条第1項第1号(農家が自らの耕作の事業のため、200㎡未満の農地を農業用施設として供する場合)に該当すると考えます。</p> <p>説明資料は、10~12ページとなっております。</p>
議長	<p>坂口委員調査報告をお願いします。</p>
坂口委員	<p>先月の中旬に基礎を作っていた。そこで私が通りかかった時に「何をしているのか」と聞いたところ「たい肥小屋を作っている。」と言われた。そこで「農地を別に使う時には農業委員会に届けないといけないんじゃないか。」と言って責任者を連れてきてくれと。</p> <p>そしたら「すぐに申請します。」と言われたので、「その前にしなさ</p>

	<p>い。」と言ったのが発端です。</p> <p>この書類が出た時に同意書がついていなかったの、事務局に尋ねたら「同意書はいらないのではないか。」と言われたので、周囲には家があるからその近くにたい肥小屋を作るのは同意してもらわないといけないのではないかと事務局に伝えて、近所の方と区長の同意書を貰ってくださいと申請者にも言いました。しかし近所の家族の方から反対意見が出て同意は出来ないという事だった。</p> <p>それで、今度は申請者の方からもう少し施設の近くに持っていったらどうかと提案があったが、今度はその予定地の近くで耕作している人からの同意が必要なんじゃないかと。</p> <p>そもそもたい肥小屋は家庭の生ごみ等も入れるのだから、臭いも酷いし、ハエも出るのでどこか別の場所を見つけて、たい肥小屋を作ったらどうかと伝えました。</p>
議長	堀委員さん調査報告をお願いします。
堀委員	今、坂口委員からの調査のとおりですが、私も5月2日からずっと対応していました。どうしても同意は出来ないといわれました。
坂口委員	そういう事でしたので、この問題は棚上げしてもらいたい。
議長	難しい問題ですが、臭いの問題があるので、その程度がどれくらいかはわかりませんが、今の話を聞けば、場所を変えるのか、取下げになるのか事務局はその点どのように考えていますか。
事務局	<p>今のところ、昨日取下げという事で申請者からは言われていますが、今後どのようにするかは聞いていません。</p> <p>ただ、付け加えるなら、同意書はあった方が良いのですが、法的には必ず取らなければならないというわけではないという事になっています。そこは微妙なところではありますが、ご理解いただければと思います。</p>
議長	今回は取下げていいと言われてますし、これで商売を行うわけでもありませんので、今回は取下げて場所を変えた時にまた申請が出た時に審議すればと思います。

坂口委員	<p>別のところで探してしてほしいと。</p> <p>堀委員も立ち会ってそういう話になったので、取下げになっていると思っていた。</p>
堀委員	<p>実は今の出ている場所から100mに変えればどうかとの話がありました。ご近所の方でお父さんはOKだったが、奥さんはいけないという話になった。</p> <p>申請者も同意がなければ出来ないなという事で、今の話のとおり取下げという連絡をしたんだと思います。</p>
議長	<p>我々としては継続としか決められませんが、それでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>それでは今の土地は大丈夫なのですか。</p>
堀委員	<p>今の部分は整地しただけなので大丈夫です。</p>
坂口委員	<p>個々は民家の近くでもあるから山で派手にしたらどう？と提案している。</p>
議長	<p>ですから農業委員会が出来ませんといっている訳ではありません。色々な事情もあるので、ね。</p>
堀委員	<p>でも私たちが言っているのは「同意書は必ずとってね。」と言っています。</p>
事務局	<p>昨日、申請者に言ったのは、申請者の協議会で決めた場合はまず農業委員会に確認を取ってしてくださいと伝えています。ただ同意書は絶対の許可要件ではないという事です。</p>
坂口委員	<p>それは誰が言ったの？今まで聞いたことがない。</p>
堀委員	<p>今の要件がたい肥舎というところに問題があるんですよ。そのご近所までは100mくらいあります。事務局はそれくらい離れているからそう判断されたのかもしれませんが、やっぱり悪臭もありますし。ただ、申請者からは悪臭は出ないといわれましたが。</p>

議長	<p>同意書は隣接地とかあるじゃないです。だからどの程度というのはありますが、農業委員会としては、いらないとしても地域の人たちと円満にいくためには事前にしてくださいという形をとりましょうという形で上手く行くようにしましょう。</p> <p>それでは続けます。議案105号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用貸借権設定について、1番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p> <p>「以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
議長	<p>川崎委員調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>この土地は今回利用権を設定しますが、2年前から玉ねぎを耕作しております。こちらは大浦土地改良区の受益地外ではあり、特に問題ありません。</p>
議長	<p>鬼石委員調査報告をお願いします</p>
鬼石委員	<p>川崎委員の調査のとおりです。</p>
議長	<p>それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>では2番事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2番事務局説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	川崎委員調査報告をお願いします。
川崎委員	これも1番と同じく2年前から耕作されているという事です。 宜しくをお願いします。
議長	鬼石委員調査報告をお願いします。
鬼石委員	川崎委員の調査報告のとおりです。現地確認しましたが問題ありませんでした。
議長	それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 では3番事務局説明をお願いします。
事務局	(3番事務局説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	木下委員調査報告をお願いします。
木下委員	お母さんと会いまして現地も見てきました。息子がしますのでよろしくをお願いしますという事です。みかんを作っていました。
議長	小道委員調査報告をお願いします。
小道委員	本人にあって確認しました。もう少し多角的にしてみたいと言っていました。よろしくをお願いします
議長	それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認めます。
事務局	4番に入る前ですが、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、小川委員は当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきますが、現在席を離れていますのでこのまま進行します。(小川委員退席中) では4番事務局説明をお願いします。
事務局	(4番事務局説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	水田委員調査報告をお願いします。
水田委員	本人とお会いしました。再設定という事でよろしくお願ひしますとの事でした。
議長	前のおりしていきませんが、よろしくお願ひしますとの事でした。
議長	それでは何か意見はありますか。異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 (小川委員入室) では5番事務局説明をお願いします。 (5番事務局説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	小川委員調査報告をお願いします。
議長	今回借手の設定者ですが、また貸しをしているんだと言われた。そ

	<p>ここで詳しく話を聞いたところ、稲を刈った後、別の人が玉ねぎを作っているという事で、そしたら期間借地で改めて提出をしてくださいとお願いしましたので、今回5番につきましては却下したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>そしたら両者にはそのように伝えます。</p>
坂口委員	<p>少し良いですか。</p>
議長	<p>発言を認めます。</p>
坂口委員	<p>昔からのしきたりかどうかはわからないけれど、田の貸し借りの場合米60kgとかの賃借の設定があるけれど、玉ねぎやみかんは荒れなければよいという気持ちで使用貸借権で結んであることが多い気がする。</p> <p>米だけは60kgとか30kgなどあるけど、そこらへんはどうなっているのか。</p>
事務局	<p>事務局としては「ただで作るのはどうだからみかんをいくらかでもあげたらどうでしょうか。」とは言えない。それは両者の決め事なので、そこに口出しをすることは出来ない。</p>
議長	<p>以前は小作料委員会もあったけれど、今はそういうのもない。</p>
議長	<p>その他事項として事務局。</p>
事務局	<p>(形状変更①説明)</p> <p>調査委員は小川委員さんと辻委員さんになっています。</p>
小川委員	<p>事務局と申請者で現地を見てきました。この農地に入る道もなく荒れ地となっていました。以上です。</p>
議長	<p>それでは問題ありませんね。異議なしと認めます。</p> <p>では2番説明をお願いします。</p>

事務局	(形状変更②説明) 永石委員さんと石島委員さんお願いします。
永石委員	家のすぐ横でした。もうすでに農地ではありません。
石島委員	もう全く使っていないという事で、竹やぶになってました。
議長	よろしいでしょうか。 特にご異議ありませんか。
事務局	すみません、今回熊本地震での義捐金の依頼が来ています。 前回は農業委員の分という事で、積立からよろしいでしょうか。 (異議なし)
事務局	それでは、農業委員の分と委員会職員の分という事で送金させていただきます。
議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし) よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第24回総会を閉会いたします。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

平成28年 5月 6日

議 長 吉 田 俊 章

議事録署名者 辻 松 朗

議事録署名者 木 下 敏 恵